

令和 2 年 9 月 18 日  
公益社団法人日本漫画家協会

## 放送番組の同時配信等に係る権利処理円滑化に関する意見

漫画というジャンルは媒体としてアニメーションとの住み分けがあり、表題の課題について各論を有するものではないが、著作権管理事業者として総論的な意見を提出する。別資料にある放送事業者の要望を繙くまでもなく、放送コンテンツの権利処理はその制作段階から放送後の再使用に至るまで多くの権利処理や確認作業を強いられており、非常に効率の悪い状況が続いていることは共有する。しかしながらこの権利処理は、実演家の方々などの権利や収益に直結する大切なプロセスであり、単に円滑化のための権利制限に偏ることがないようにバランスの取れた整備を切に要望する。また、先にあげたアニメーションの利用における権利処理のあり方については漫画原作のコンテンツも多く当事者となるので、動画関係各位の協力要請があればしっかりと対応する。

### 【総論（対象とするサービスの範囲）】

1. **同時配信等の範囲** いちユーザーとして時間や場所に縛られない配信の自由度が上がることは将来的に間違いなく向上されるべきサービスであると考えられる。著作者、実演者、隣接権者などの利益を不当に害さないという要件に反しない形で前向きに検討されるべきである。我々の業界からはこの点のみ意見する。

制度の改正はコンテンツの流通にスピードと利便性に良い影響を与える反面、単なる権利制限には当然ながら著作権者の守られるべき利益や権利と対立する効果も生じさせる。許諾権ではなく報酬請求権での運用の可能性など、補償制度などでの処理も視野に入れながらの制度改正にはご要望があれば誠実に対応したい。しかしその権利制限や補償での現状相場の連鎖的値崩れなど、想定される悪影響も視野に置きながら検討されることを要望する。